

公益通報について

公立大学法人福岡女子大学における不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、公益通報者の保護を図ることをもって、法令順守等の強化及び法人の健全な発展に資することを目的として、学内及び学外に職員等からの公益通報窓口を設置しています。

〔通報窓口を利用できる者〕

- (1) 法人の役員
- (2) 法人と雇用関係にある教職員（非常勤職員を含む）
- (3) 法人との契約に基づいて法人の業務に従事する者（派遣労働者を含む）
- (4) 本学で教育又は研究指導を受ける者
- (5) 法人と取引している事業者
- (6) 通報の日以前の1年間に（1）から（5）であった者

〔通報窓口〕

- 内部窓口 宛先 福岡女子大学 副理事長（内部監査室）
住所 〒813-8529 福岡市東区香住ヶ丘1-1-1
専用 E-mail : tsuuhou-kansa@fwu.ac.jp

- 外部窓口 宛先 本岡総合法律事務所 弁護士 本岡大祐 ほか
住所 〒810-0005 福岡市中央区清川1-9-19
専用 E-mail : tsuuhouuni@motooka-law.jp

〔通報の方法〕

通報は、封書（親展）、または電子メールにより行うことができます。

公益通報の内容を正確に把握するため、通報を行うにあたっては、以下の様式を利用してください。

[公益通報書.xlsx](#) (Excel形式 15KB)

[公益通報書.pdf](#) (PDF形式 319KB)

※ 匿名での通報の場合は、不受理又は十分な調査ができない場合があります。
また、通報の受理及び調査結果を通知することができません。

〔規程等〕

[公立大学法人福岡女子大学における公益通報に関する規則.pdf](#) (PDF形式 124KB)